

司法試験考查委員の選任と試験問題の漏洩防止に関する提言

2016年（平成28年）5月7日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

法曹養成制度の中核をなす法科大学院教育と司法試験との有機的連携を維持する司法試験考查委員の選任方法を取りつつ、司法試験問題の漏洩を防止する方策として、以下の措置を取るべきである。

- 1 問題作成を担当する考查委員は、法科大学院の教育に従事し、あるいは最近まで従事していた研究者や実務家を中心に、給源を求めるべきである。
- 2 考査委員の選任・更新に当たっては、不適切な委員を選任しないよう、司法試験委員会の下に選任・更新に関する諮問委員会を設置して、所属校や推薦母体からの教育力・識見等についての意見聴取を踏まえて考查委員を選任する等の手続を制度化するとともに、考查委員の任期中は法科大学院の修了生や当該年度修了予定者の指導に当たらないこと等を遵守させ、かつ任期中に法科大学院での教育活動の中で不適切な行為がないかどうかについて、同委員会が情報を収集できる実効的な体制を敷くべきである。
- 3 考査委員の任期が長期化しないよう、更新を最長3年とする等、交替を頻繁に行う体制とすべきである。併せて、給源を広く求めることを可能にするため、短答式試験と論文式試験の問題作成考查委員を分離する、短答式試験は過去に出題された問題のプール化を行う、問題作成考查委員が採点する論文式試験の答案数を減らす等、問題作成の方法や採点体制の工夫を含めた考查委員の負担軽減を図る方策を取るべきである。
- 4 考査委員の不適切な行為が見受けられた場合に検証ができるよう、司法試験の答案を相当期間保管しておくようにすべきである。
- 5 以上の運用状況について、司法試験制度の信頼確保の観点から検証し、必要な改善策の提言等を行うための会議体を司法試験委員会の下に創設すべきである。

第2 提言の理由

- 1 2015年に発生した青柳幸一前司法試験考查委員による出題内容漏洩事件は、同前委員の考查委員という立場にあるまじき言語道断の個人的行動に起因

する面も大きい。しかし、司法試験委員会は、かような個人的資質に問題を解消することなく、司法試験の公正性に対する国民の信頼を回復することが重要であるとの理由により、当面の再発防止策として、2016年司法試験においては、研究者・実務家を問わず法科大学院で現に指導している者を問題作成に従事させないこととした。

その後、同委員会の下に置かれた「司法試験出題内容漏えいに関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム」が2016年3月29日に中間報告「これまでの調査及び検討の状況について」(以下「ワーキングチーム中間報告」という。)をまとめたが、その中でも、考查委員が司法試験の受験予定者を指導し、日常的に近い立場で接することに漏えい等の危険性が内在すること、漏えいや不適切指導の防止について考查委員の自覚・自律に委ねることのみでは、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を回復することが困難であること等が指摘された上で、考查委員の遵守事項の在り方、在任期間の長期化の弊害、選任方法の改善等の方向性も合わせて示唆されている。

このように、この問題が司法試験の公正性・公平性に関わるだけに、方向性を慎重に検討する必要があることは否定できないものの、他方で、法科大学院で現に指導している者を問題作成に従事させない体制を今後も恒常的にとっていくことは、教育力の優れた研究者や実務家の多くが法科大学院で現に教育に携わっている現状からすれば、問題作成を担当する考查委員の選任に困難を来たす事態を生じかねない。現実論として、単年度であればともかく、法曹となるとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する(司法試験法1条)に足る水準を備えた司法試験問題を継続的に出題していくには、法科大学院での教育経験を有する者から相当数の問題作成考查委員を選任する体制を探らざるを得ないと考えられる。のみならず、法科大学院で現に指導している者を問題作成に従事させないといった体制自体が、法曹養成制度の中核をなす法科大学院教育と司法試験の有機的連携を図るという制度の根幹を損なうことともなりかねない点も重要である。とすれば、このような体制を2017年度以降も続けることには、大きな問題があると言わざるを得ない。

したがって、この問題については、法科大学院教育に関わる研究者・実務家からも問題作成を担当する考查委員を選任することを基本としつつ、試験問題の漏洩といった事態を防ぐ実効的な方策を講じるようにすべきである。かつ、その防止策を講じるに当たっては、対症療法的な方法によるのではなく、漏洩が生じた背景に遡った改善策を検討することが肝要である。

なお、従来は法科大学院教育に関わる者からは研究者が選任されていたが、法科大学院教育は研究者と実務家の双方で担われていること、実務家登用試験である司法試験の出題内容には理論的側面とともに実務的側面も必要であること、それらを前提として法曹養成の中核をなす法科大学院教育と司法試験の有機的連携を図ることが要請されていることからすれば、法科大学院教育に関わる実務家からも、問題作成を担当する考查委員に相当数を選任し、研究者と実務家の実質的共同作業による問題作成の体制を構築・維持していくべきである。

- 2 当連合会は既に、2007年に法科大学院の受験指導と司法試験の公正さをめぐる問題が生じた際に、2008年1月8日付けで「司法試験の在り方についての意見」を取りまとめている。そこでは、司法試験の公正さに対する信頼を確保するために、考查委員が任期中に修了生や修了予定の学生の指導を担当しないこと、現在1年任期で更新の制限が設けられていない考查委員の任期更新を例えば最長3年とする等の運用を通じて全国のできるだけ多くの法科大学院から選任するよう配慮することと併せて、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を損なわないよう運用し、隨時その運用状況を検証することや、法科大学院に求められる教育内容にふさわしい出題内容の在り方、出題趣旨、採点基準その他の情報開示の具体的な在り方等について十分検討すること、等を提言しているところである。本提言は、同意見を維持しつつ、現状の下でその具体化を図ったものである。
- 3 漏洩防止策としては、まずもって、考查委員を選任するに当たって不適切な考查委員を選任しないように、司法試験委員会の下に、考查委員経験者と非経験者を構成員とする選任・更新に関する諮問委員会を設置すべきである。諮問委員会では、所属校から当該候補者の同僚評価等に基づく教育力・識見等についての意見を求め、また実務家についてはこれと併せて推薦母体からも同様の意見を求めた上で、それらの意見を踏まえて考查委員を選任する等の手続を制度化すべきである。

併せて、これまででは考查委員がノウハウや情報を誇示するような不適切な行動をチェックする体制が不十分であったことに鑑み、考查委員の任期中は法科大学院の修了生や当該年度修了予定者の指導に当たらないこと等を遵守させ、かつ任期中に法科大学院での教育活動の中で不適切な行為がないかどうかについて、諮問委員会が情報を収集する実効的な体制を敷くようにすべきである。実効的な方法としては、例えば、考查委員の所属校における立場や教育活動、遵守事項の遵守状況について必要に応じて照会を行い、もし考查委員に不適切

な行為の端緒が見られたような場合は、試験問題の提供を求める、授業内容や学生アンケートに関する情報を収集する等の調査を行うことが考えられる。

また、司法試験の答案を相当期間保管し、問題が生じた時に答案内容を検証できるようにするべきである。

4 さらに、今回のような出題内容の漏洩問題が発生した背景としては、科目毎の問題作成のノウハウや情報の閉鎖性とあいまって、各科目の主査クラスの研究者考査委員の任期が長期化・独占化されてきたことが挙げられる。このような状態をもたらした原因として、考査委員の負担の重さのために、なり手が少ないことも指摘できる。かような、少數の考査委員による特別のノウハウや情報の独占・蓄積・長期化が当該考査委員の権威化と緩みや倫理観の欠如を生み出しかねないという状態は、払拭する必要性の大きい点である。

したがって、考査委員の給源を広く求め、考査委員の任期が長期化しないよう、更新を最長3年とする等、交替を頻繁に行うような体制を基本とすべきである。

また、このように考査委員の給源を広く求め、交替を頻繁に行うことを現実的に可能とするためには、例えば、短答式試験と論文式試験の問題作成考査委員を分離することや、短答式試験は過去に出題された問題のプール化を行い、それに新規問題を適宜プールに加えていく方法を組み合わせること、問題作成考査委員が採点する論文式試験の答案数について採点実感を作成するための必要最低限の数に減らすこと等、問題作成の方法や採点体制の工夫を含めて考査委員の負担軽減を図る方策を合わせて取るべきである。

5 なお、ワーキングチーム中間報告によると、今回の漏洩事件に関連して過去の漏洩の有無について検討したが、平成26年以前については答案が廃棄済みで答案自体の確認ができなかったとのことであり、その点において調査に限界が存していたことは否めない。

したがって、考査委員の不適切な行為が見受けられた場合に検証ができるよう、司法試験の答案を相当期間（例えば3～5年程度）保管しておくようにすべきである。そのことはまた、漏洩等不適切な行為に対する抑止力にもなると考えられる。

6 さらに、今回のような事態を二度と発生させることなく、司法試験制度の信頼を確保するためには、以上の改善策が適切にかつ継続的に運用されることが不可欠である。そのような観点から、法曹の利用者や教育学の専門家といった外部の有識者と考査委員退任者等を構成員とした会議体を、考査委員会議とは

別個に司法試験委員会の下に創設すべきである。

そこでは、これら改善策の運用状況を検証し、必要に応じて改善策を検討するとともに、考查委員の不適切な行為が発現しなければそれでよしとするだけでなく、問題作成方法や採点体制の在り方の科目横断的な検討、考查委員の選任・更新の在り方の検討等を広く議論し、司法試験委員会に提言する等の活動が考えられる。

以上